

住宅の耐震化に 積極的な施策を



問 阪神・淡路大震災から、早いもので11年が過ぎました。死者6,500人の約9割が住居倒壊による圧死であると言われている。

このことから、住宅の耐震化を促進することが重要なことは申すまでもない。近年、全国の自治体において木造戸建て住宅を対象に耐震診断にかかる費用

の助成または融資の斡旋、建物の改修の一部助成など様々な取り組みが行われようとしている。

さらに、耐震改修促進税制を作り所得税や固定資産税の減免を行うなど、積極的な施策の展開によって、耐震化を進めているやに伺っている。

国においても、住宅・建築物の耐震診断や改修の補



(平成15年の釧路沖地震では幕別神社の鳥居も倒壊する被害がでた)

助制度や融資制度を創設し、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施された事業に充当するため交付されると言われており従って国交省は「耐震改修、診断は地震対策の要」として、自治体へ早急な制度づくりを求めているやにも聞き及んでいる。

町民の生命、財産を守るため台風災害や地震災害への備えは、自治体の最大の責務であるといえる。

本町におけるこれらの対策をどう考えているか町長の考えを伺う。

町長

計画的な耐震化推進のために、都道府県は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画、「耐震改修促進計画」を策定することになっており、北海道も、平成18年度中に耐震改修促進計画を策定するために、本年11月からこれら素案に対する意見の募集を行っている。

市町村は、義務的ではないが、耐震改修促進計画の策定に努めることになっている。

耐震改修等に要する費用の補助として、耐震改修促進計画の策定を要件に、住宅・建築物耐震改修等事業が制度化されているが、個人住宅の耐震改修費用の補助は、老朽建築物の密集地域で、道路の閉塞地区と特定行政庁が勧告した地区に限定され、本町での補助採択は難しい。

地域住宅計画に基づく地域住宅交付金の活用は、市町村の補助が前提で、道が策定した地域住宅計画の位置付けなど、道とも協議を進め検討する。

民間金融機関と住宅金融公庫が連携し、住宅の質を確保するため、耐震適合住宅に当初5年間、金利0.3%を優遇する優良住宅取得支援制度が実施されている。

耐震改修促進税制においても、本町に関係するものとして、個人が昭和56年以前に建設した住宅で、平成18年度から平成27年度までに耐震工事を行うことを要件に、耐震改修工事費用30万円以上、120平方メートル相当部分まで、1年間

から最長で3年間、固定資産税が2分の1に減額される。

耐震改修には、耐震診断が必要であり、北海道では、8月から14支庁で木造二戸建て住宅2階建て以下、延べ床面積が500平方メートル以下の住宅を対象に無料で耐震診断を実施している。

耐震に不安を感じている方に、耐震診断について広報などで普及啓発に努めた。また、個人住宅の耐震診断及び改築の助成については、北海道が本年度作成中の耐震改修促進計画の取り組み状況や、他町村とも連携を図り、今後、検討をしたい。

防災計画については見直しを進めており、今年度中に新たな防災計画を策定するが、地震にかかわる部分を別冊でつくり、その中には、公共施設も含めた、地震に強いまちづくり対策のための施策や支援体制を折り込みたい。

北海道が行っている無料診断についても、広報を通じて周知したい。